



デジタル遺品の 探し方・しまい方・残し方

2024 **9 / 12** (木)
10:00 - 11:30

近年、インターネットの普及に伴い、パソコンやスマホが不可欠となる一方で、自分自身が亡くなった後に家族が「デジタル遺品」にアクセスできないケースが見受けられます。事務的な負担が増えるだけでなく、相続トラブルに発展する恐れもあり、家族や親族に迷惑をかけないためにも、デジタル終活について理解を深めましょう。

※デジタル遺品とは…故人がパソコンやスマホに保存したデータや、ネットサービスのアカウントなど。

費用：無料
申込不要
直接会場へ

定員
60名

定員になり次第締め切り

開催場所
芦屋市民センター別館
218講義室
(芦屋市業平町8番24号)

講師紹介



終活弁護士・公認会計士
伊勢田 篤史 氏

日本デジタル終活協会 代表理事
となりの法律事務所パートナー

「相続で苦しめられる人をゼロに」
という理念を掲げ、終活弁護士として、
相続問題の紛争予防対策に力を入れている。

主催・問い合わせ

芦屋市 (地域経済振興課) Tel. 0797-38-2179
(公民館) Tel. 0797-35-0700